

1 障害保健福祉施策の現状

(1) 支援費制度の施行状況

2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革の一環として、身体障害者福祉法等が改正され、障害者福祉サービスについては、利用者本位の制度を構築するため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」に代えて、障害者自らがサービスを選択し、事業者との対等な関係に基づき、契約によりサービスを利用する「支援費制度」が2003（平成15）年4月から導入されたところである。

支援費制度の施行状況を見ると、とりわけホームヘルプサービスやグループホーム等居宅サービスの利用が、施行後に一貫して伸び続けている。これは、障害者に制度がよく知られるようになり、それまでサービスを利用することができなかった知的障害者や障害児を中心に、多くの障害者が新たにサービスを利用できるようになったこと等が要因と考えられ、障害者の地域生活支援が大きく前進したところである。

一方、新たな利用者の急増に伴い、サービスに係る費用は増大しており、更に今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難な状態となっていたところである。また、障害者から申請を受けた市町村が支援費の支給決定を行う際の全国共通の客観的な基準がないことや、地域におけるサービス提供体制が異なりサービスの利用状況について地域差が非常に大きいこと、福祉サービスの整備が遅れている精神障害者が対象となっていないことなど、支援費制度には解決すべき課題が多く存在していたところである。

(2) 障害者自立支援法の成立

これらの課題を解決し、今後もサービスの利用が伸びていく中で、サービスの質や、必要なサービス量を確保するとともに、より安定的かつ効率的な制度とするため、制度全般にわたり見直しを行い、第162回通常国会に「障害者自立支援法案」を提出したところであるが、衆議院の解散に伴い、審議未了による廃案となった。その後、「障害者自立支援法案」は第163回特別国会に再提出され、2005（平成17）年10月31日に成立したところである。

◀図表6-1-1

この法律においては、支援費制度の「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念を継承しつつ、障害保健福祉施策の抜本的な見直しを行うこととしており、具体

的には、

障害の種別にかかわらず一元的にサービスを提供する仕組みの創設

様々な障害のある方が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障害の程度に関する尺度の設定（「障害程度区分」）やケアマネジメントの制度化による、サービスの支給決定の客観化・透明化

福祉サービスの利用者も含め、皆で制度を支え合う仕組みとするため、サービスの利用量と所得に着目した費用負担の仕組みの導入

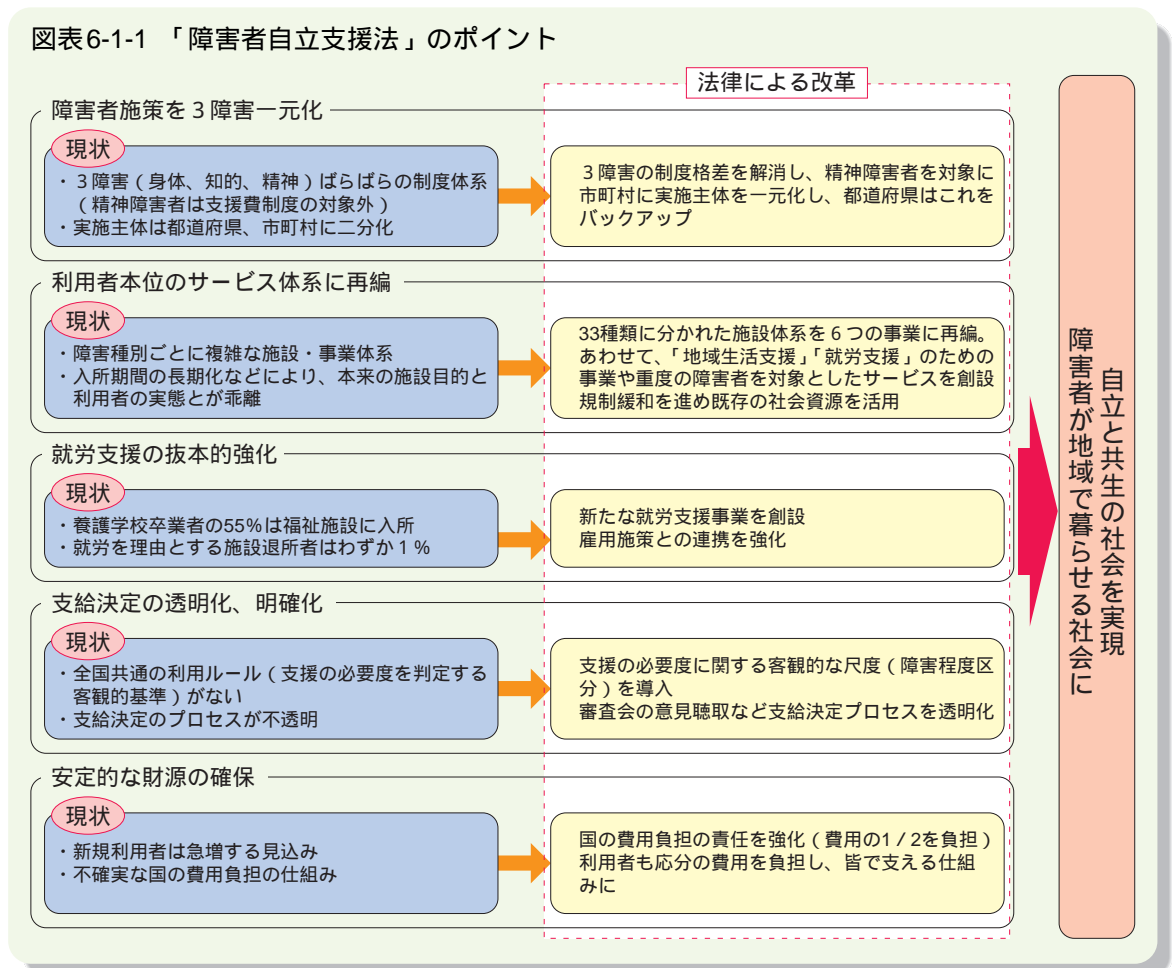
障害者の在宅サービスに関する国及び都道府県の負担の義務化

社会福祉法人以外の法人によっても、通所サービスの運営を可能にするとともに、空き店舗・空き教室等を障害福祉サービスの拠点として活用できることとするなどの規制緩和や、地域特性を踏まえた柔軟な事業運営が確保されるよう、複数の機能のサービス実施が可能となる基準（「多機能型」）の設定

等を盛り込んでいるところである。

いずれも、障害保健福祉施策を推進していくために必要不可欠なものであり、障害当事者等の関係者や地方自治体の意見も踏まえながら、具体的な見直しを進めていくこととしている。

図表6-1-1 「障害者自立支援法」のポイント



2 障害者の就労支援施策の充実強化

障害者が地域で自立した生活を送るうえで障害者に対する就労支援は大変重要である。

2006（平成18）年4月から施行される障害者自立支援法においては、障害者の就労支援を一つの柱としており、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、新たに「就労移行支援」、「就労継続支援」等の事業を創設した。

また、福祉分野と雇用・教育分野との連携を強化し、障害者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける社会を目指すこととしたところである。

なお、障害者自立支援法による就労支援施策の具体的事業内容は次のとおりである。

（1）就労支援に関する事業

就労移行支援事業

一般就労を希望し、適性に合った職場での一般就労等が見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を有期限で実施する事業である。

就労継続支援事業（A型）

雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と雇用契約を結び就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力の高まりに応じ、一般就労への移行に向けた支援を実施する事業である。

就労継続支援事業（B型）

就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者に対し、雇用契約は結ばずに就労の機会を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を実施する事業である。

（2）就労移行支援等の加算制度

就労移行支援等の事業については、一般就労等の実績に応じた加算制度を設けることとしており、これにより、一般就労の促進等を図ることとしている。

就労移行支援体制加算（就労移行支援、就労継続支援（A型、B型））

前年度において、一般就労へ移行した者の割合に応じ、当該年度の報酬を加算

目標工賃達成加算（就労継続支援（B型））

前年度の事業所における平均工賃が、地域の最低賃金（時給）の3分の1以上で、かつ、事業者の設定する目標工賃を達成している場合、当該年度の報酬を加算

（3）就労支援ネットワークの構築（障害者自立支援推進本部の設置）

障害者自立支援法及び障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律を踏まえ、障害者の自立の総合的な推進を図る観点から、福祉施策、雇用施策、医療施策、就労支援を含む所得保障施策等の制度横断的な関連施策の調整を行うため、2005

(平成17)年12月、省内に事務次官を本部長とする「障害者自立支援推進本部」を設置し、また当該本部の幹事会において、障害福祉サービスと障害者雇用施策等との連携の推進を図るため「連携推進チーム」を設置した。

本チームにおいては、福祉、雇用施策のみならず教育施策とも連携し、障害者の就労を推進するため、先進的な事例の収集・公表や障害福祉計画の着実な達成方法等について、検討を行っているところである。

3 発達障害者支援施策の推進

発達障害者支援施策については、2005(平成17)年に施行された「発達障害者支援法」に基づき、2006(平成18)年度予算において以下のような事業を盛り込んでいる。

(1) 発達障害者支援の体制整備

発達障害者支援のための体制整備を図るため、都道府県・指定都市において、医療、保健、福祉、教育、雇用等分野の発達障害に係る関係者から構成される「発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置し、都道府県等内の発達障害者の現状の把握、今後の支援体制の整備構築等を検討する事業を実施している。また、支援の体制を実践的に構築することが重要であることから、発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する個別支援計画に基づく一貫した支援を提供する事業を、障害保健福祉圏域(あるいは市町村)においてモデル的に実施している。なお、これらの事業は、文部科学省の「特別支援教育体制推進事業」と協働して行っている。

(2) 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者やその家族に対する専門的な支援、医療・保健・福祉・教育・雇用など複数の分野にわたる総合的な支援を行うための中核的な機関である「発達障害者支援センター」の着実な整備を図ることとしている。

4 精神保健福祉施策の推進

(1) 精神保健福祉施策全般の水準の向上

我が国の精神保健福祉施策は、歴史的に入院処遇を中心として施策が講じられてきたという経緯があり、近年、数次にわたる精神保健福祉法の改正、障害者プランの実施等により、精神医療の質的向上や早期の社会復帰への方向転換が図られてきたものの、依然として、受入条件が整えば退院可能な入院者が相当数存在するなど、更なる施策の充実の必要性が指摘されているところである。

このような現状を踏まえ、2002(平成14)年12月には精神保健医療福祉の諸課題について全省的な体制の下に計画的かつ着実な推進を図ることを目的として、厚生労働大臣を本部長とする「精神保健福祉対策本部」が設置され、その後、「精神障害者の地

域生活支援の在り方に関する検討会」等における議論を経て、2004（平成16）年9月に報告書「精神保健医療福祉の改革ビジョン」が取りまとめられた。本報告書においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、精神疾患や精神障害者に対する国民の理解の深化、病床の機能分化を進め、できるだけ早期に退院を実現できる体制を整備するための精神医療の改革、地域で安心して暮らせるための地域生活支援の強化、について提示しており、今後、これらの実現に向けて取り組んでいくこととしている。このうち、精神障害者に関する福祉施策をはじめとして、その一部については、「障害者自立支援法」に、その実現に向けた取組みが盛り込まれている。

また、障害者自立支援法においては、精神障害者の通院公費負担制度についても、必要な医療を確保しつつ、皆で負担し支え合う制度にするため、更生医療及び育成医療とともに、新たに「自立支援医療」として統合し、自己負担等の必要な見直しを行った。

（2）心神喪失者等医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療の実施を確保するとともに、必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善とこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、対象者の社会復帰を促進するための「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が2005（平成17）年7月15日から施行された。

5 自殺予防対策

我が国の自殺者数は、1998（平成10）年以降、年間3万人を超える水準で推移しており、その予防は緊急に取り組むべき課題である。政府全体として総合的な取組みを進めるために、2005（平成17）年12月に自殺対策関係省庁連絡会議において「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめた。また、2006（平成18）年6月には「自殺対策基本法案」が第164回通常国会に提出され、同月に成立した。

その中で、厚生労働省においては、知見や情報の集積、自殺の防止や心のケア等に取り組む民間団体等との連携強化の拠点として、「自殺予防総合対策センター（仮称）」を新たに設置するほか、相談体制の充実、普及啓発、総合的な調査研究の推進などに取り組むこととしている。また、自殺を試みた人の約3分の1はうつ病であったという研究もあり、うつ病等の患者が適切に受診できるよう、「こころのバリアフリー宣言」などにより精神疾患への正しい理解を深めつつ、「うつ対応マニュアル」等の活用により、受診しやすい環境整備にも努めているところである。

第2節

障害者の雇用・就労支援と職業能力開発の充実

1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念が浸透しつつある中、障害者の社会参加が進展し、障害者の就業に対する意欲が高まってきており、障害者の就業機会の拡大による職業的自立を図ることが必要となっている。このため、労働政策審議会における検討を経て、2005（平成17）年2月、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が第162回通常国会に提出され、同年6月成立し、関係政省令と共に2006（平成18）年4月（一部については、2005年10月）より施行されたところである。

同法律の主な内容は次のとおりである。

精神障害者に係る対策を充実強化するため、雇用されている精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）について、各企業の雇用率（実雇用率）に算定できることとなるとともに、障害者雇用納付金等の額の算定対象に加える。

自宅等において就業する障害者の就業機会の確保等を支援するため、これらの障害者に直接、又は厚生労働大臣の登録を受けた在宅就業支援団体を介して業務を発注した事業主に対して、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金の支給を行う。

国及び地方公共団体は、障害者福祉施策との有機的な連携を図りつつ障害者雇用促進施策を推進するよう努めることとする。

2 障害者の雇用状況

障害者の雇用状況については、ハローワークを通じた障害者の就職件数は2005（平成17）年度には年間38,882（前年比8.4%増）と、3年連続高い伸びを示しており、また2005年6月1日現在、民間企業の実雇用率は1.49%と前年に比べて0.03%ポイント上昇するなど、着実な進展がみられる。しかし一方で、有効求職者数は、14万7千人（2006（平成18）年3月末現在）と依然として多数であり、雇用率達成企業の割合も42.1%にとどまるなど依然として厳しさも残っている。

3 雇用率制度の推進等による雇用機会の拡大

我が国の障害者雇用対策については、「障害者基本計画」（2002（平成14）年12月閣議決定）や「障害者雇用対策基本方針」（2003（平成15）年3月厚生労働省告示）等に基づき、障害者がその能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、

様々な施策を講じている。

(1) 法定雇用率達成指導の充実・強化

我が国の障害者雇用対策の柱は、障害者雇用率制度である。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、事業主は、その法定雇用率に相当する数以上の身体障害者、知的障害者を雇用しなければならない。雇用率達成については、企業における障害者の計画的な雇用に向けた取組みを促進するため、ハローワークにおいて、障害者の雇用率が著しく低い事業主に対して雇入れ計画の作成を命じ、計画が適正に実施されない場合には、勧告や企業名の公表を行うなどの指導を行っている。また、最近の障害者の雇用状況、障害者雇用促進法改正案審議時の国会での指摘を踏まえ、雇用率達成指導を強化することとし、民間企業について、中小企業で障害者を全く雇用していない企業や、実雇用率は一定水準あるものの不足数が多い大企業を、雇入れ計画の作成命令対象に加えるなどの指導基準の見直しを行った（2006（平成18）年度から適用）。

また、国、地方公共団体及び特殊法人についても、一般の民間事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあることをかんがみ、2005（平成17）年12月、同年6月1日現在の各省庁の雇用状況を公表するとともに、各省庁・地方公共団体及び特殊法人等に対し障害者の更なる採用について勧奨した。

(2) 納付金制度に基づく各種支援措置

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用を容易にし、もって社会全体としての障害者の雇用水準を引き上げるため、事業主の共同拠出による障害者雇用納付金制度が設けられている。この制度により、法定雇用率未達成の事業主（規模301人以上）から納付金を徴収し（不足数1人につき月額5万円）、一定水準を超えて障害者を雇用している事業主に対して、障害者雇用調整金、報奨金を支給するほか、施設、設備の改善等を行って障害者を雇い入れる事業主等に対して各種の助成金を支給している。また、2005（平成17）年度の障害者の雇用の促進等に関する法律の改正により、在宅就業障害者に直接又は在宅就業支援団体を介して仕事を発注する企業に対して、障害者に対して支払われた金額に応じて、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する在宅就業障害者支援制度を新たに創設したところである。

4 職業リハビリテーションの充実

ハローワークでは、求職申込みを行う障害者に対し、障害の態様に応じたきめ細かな職業相談、職業紹介や就職後の指導・助言、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業等の職業リハビリテーションを行っている。

また、専門的な職業リハビリテーションを実施する機関として、「地域障害者職業センター」（各都道府県1センター、5支所）を設置し、当該センターに配置される障害

者職業カウンセラーがハローワークと密接な連携を図りながら、障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備訓練、職業講習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援や事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談、助言等の各種支援を行っている。

2005（平成17）年10月から、精神障害者及び事業主に対する雇用支援を強化するため、主治医等の医療機関との連携の下、新規雇用、復職から雇用継続のそれぞれの段階における様々な支援ニーズに対する総合雇用支援を開始した（全国47センター及び多摩支所）。

さらに、身近な地域で雇用、保健、福祉、教育等の関係機関のネットワークを形成し、障害者に対する就業面及び日常生活上の相談支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置を進め、2005年度においては、全国90か所において支援を実施している（2006（平成18）年度は、全国110か所で実施予定。）。

5 地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進

現在、授産施設等の福祉施設や作業所で就労している障害者の多くは企業で雇用されることを望んでいるものの、実際に雇用に移行する割合はごくわずかであるという状況にある。このような中、これら福祉施設等に入所している障害者の一般就労への移行を促進するため、ハローワークが中心となって当該福祉施設等をはじめとする地域の支援関係者からなる「障害者就労支援チーム」を設置し、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「地域障害者就労支援事業」を2005（平成17）年度から全国10か所のハローワークで実施している。

6 障害者の職業能力開発の推進

（1）一般の公共職業能力開発施設における受入れの促進

ノーマライゼーションの観点から施設のバリアフリー化を推進すること等により、可能な限り一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を実施している。

また、2004（平成16）年度からは、知的障害のある人に対する新たな職域の職業訓練の成果をもとに、県立の一般公共職業能力開発施設において知的障害のある人等を対象とした訓練コースを設置して、障害のある人の受入れを一層促進している。

（2）障害者職業能力開発校における職業訓練の推進

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度の障害のある人については、障害者職業能力開発校を設置し、職業訓練を実施している。

障害者職業能力開発校においては、個々の訓練生の障害の程度等を十分に考慮するとともに、サービス経済化、IT化の進展等の下で、雇用ニーズに対応した職業訓練内容の充実を図っている。

(3) 地域の多様な民間機関等に委託して行う職業訓練

雇用・就業を希望する障害のある人の増大に対応し、障害のある人が居住する地域で職業訓練が受講できるよう、地域の企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用した委託訓練を全国で機動的に実施しているところである。2005（平成17）年度においてはその訓練定員数を大幅に増やし、障害のある人の職業訓練機会の拡充を図っている。

(4) IT技能付与のためのe-ラーニングによる遠隔教育訓練モデル事業

近年における著しいIT化の進展に対応し、障害のある人の職域の拡大に資するITを活用した職業能力開発を推進するため、2004（平成16）年度から、障害のある人に対して、e-ラーニングによる遠隔教育訓練のモデル事業を実施している。

(5) 職業能力に関する啓発

障害のある人の職業能力の向上と、広く障害のある人に対する理解と認識を高め、その雇用の促進を図ることを目的として、全国障害者技能競技大会（アビリンピック）を開催している。2005（平成17）年度の第28回全国大会は、山口県において史上初めて全国技能五輪大会と同時開催された。

第3節

社会的な支援を要する様々な人たちへの支援と 福祉サービスの提供のための基盤の整備

1 低所得者や災害の被災者に対する支援

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用してもなお最低限度の生活を維持できない者に対し、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とする制度である。

近年は、長引く経済雇用情勢の低迷などの影響を受けて、1995（平成7）年度を底として、生活保護受給者数、生活保護受給率ともに増加を続けているが、近年その増加の伸び率は低下しつつある。2004（平成16）年度は、生活保護受給者数が約142万人、人口千人当たりの生活保護受給者数が11.1人、生活保護受給世帯数は約100万世帯となっている。

こうした中、社会保障審議会に設置された「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」において2004年12月に取りまとめられた報告書を踏まえ、2005（平成17）年度から自立支援プログラムの導入を推進している。

自立支援プログラムは、実施機関が管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握した上で、生活保護受給者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の生活保護受給者に必要な支援を組織的に実施するものである。

2006(平成18)年3月末現在、285自治体で585のプログラムが策定・実施されており、今後も地方自治体において優先的に対応が必要とされる事項、あるいは地域の社会資源に照らして早期に実施可能な事項から順に、簡便な支援策も含め、生活保護受給者の抱える課題にできるだけ幅広く対応する個別支援プログラムを整備する。

また、自立支援プログラムの一環として、生活保護受給者に対し、公共職業安定所と福祉事務所が連携し、本人の希望、経験、能力等を勘案しつつ、適切なメニューに基づき、公共職業安定所等において就労支援を実施している。

(2) 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯等に対して、低利又は無利子での資金の貸付けを行い、その安定した生活を確保することを目的として、1955(昭和30)年から各都道府県社会福祉協議会において実施されている。2004(平成16)年度には、資金需要に応えるため、資金種類の見直しや貸付条件の緩和を行ったところである。

(3) ホームレスに対する支援

ホームレス問題については、2002(平成14)年8月に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2003(平成15)年1月から2月に行ったホームレスの実態に関する全国調査の結果を踏まえ、同年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定したところである。

厚生労働省においては、この基本方針を踏まえ、雇用、住宅、保健医療、福祉等の各分野にわたって施策を総合的に推進することとしている。

(4) 災害の被災者に対する支援

災害対策については、災害救助法の適用により、支援を行っているところであるが、2005(平成17)年度においては台風・豪雪等による被害が発生し、2つの災害に対し、災害救助法を適用した。特に2005年12月～2006(平成18)年2月に発生した大雪(平成18年豪雪)については、豪雪による災害としては20年ぶりに同法を適用し(適用県は2県)、高齢者等の住宅の除雪(雪下ろし等)に対し、支援しているところである。

2 質の高い福祉サービスの提供のための基盤の整備

社会福祉の分野においては、利用者本位のサービスが提供されるための種々の取り組みを行っている。

(1) 判断能力が十分でない者に対する支援

認知症を有する高齢者等が増加する中で、これらの判断能力が十分でない方々が地域において自立した生活を送ることを支援することが必要であり、社会福祉協議会を中心に福祉サービスの利用や日常的な金銭管理に関する援助等を行う地域福祉権利擁護事業が実施されている。

今後、一層の定着を図るため、地域住民等への制度の周知及び関係機関等とのネットワークづくりをさらに進めていくこととしている。

(2) 福祉サービスの第三者評価・苦情解決

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価し、福祉サービスの質の向上を図る第三者評価事業の更なる普及推進を図るため、全国レベルにおいては、全国社会福祉協議会に「第三者評価普及協議会」、「第三者評価基準等委員会」を設置して検討を行うとともに、各都道府県における第三者評価事業の推進体制を整備するため、2004（平成16）年度に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を示しているところである。2005（平成17）年度末現在で40都道府県において第三者評価事業の実施に関する都道府県推進組織が設置されており、引き続き各都道府県における第三者評価の受審促進を図ることとしている。

利用者本位の社会福祉制度を実効あるものとするため、社会福祉事業の経営者は、常にその提供する福祉サービスについての利用者等からの苦情の適切な解決に努めることとしている。具体的には、事業所に苦情解決窓口や苦情解決責任者のほか、第三者機関を設置して苦情解決を図ることとしている。さらに、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を置き、苦情解決のあっせんや都道府県知事への通知等を行っている。

3 福祉サービスを担う人材の確保と養成

福祉人材の確保、資質向上については、「社会福祉士及び介護福祉士法」が1988（昭和63）年4月に施行されてから20年近く経過し、この間、介護福祉士の登録者数は順調に増加し、2006（平成18）年6月末現在で約54万6千人となっている。一方、介護の分野においては、介護保険制度の導入、支援費制度の実施、障害者自立支援法の成立など、社会福祉制度が大きく変化してきた結果、福祉サービスの利用量は急増したものの、サービスの質の確保とそれに携わる人材の資質の向上が大きな課題となっている。

このようなことから、「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」が開催され、2006年7月に、介護福祉士の資格制度の在り方、教育内容の充実等を内容とする報告書「これからの介護を支える人材について - 新しい介護福祉士の養成と生涯を通じた能力開発に向けて - 」がまとめられた。

また、社会福祉士の養成課程において重要な相談援助技術の指導を充実させるため、2005（平成17）年度から社会福祉施設等の現場で行う社会福祉援助技術現場実習の指導者に対して、指導方法等に関する研修事業を行っている。このほか、福祉人材センター等においては、引き続き、社会福祉事業従事者の就業の促進、従事者処遇の充実及び資質の向上を図っている。

4 地域福祉の推進とボランティア活動の振興

地域福祉計画は、住民の主体的な参加により、地域における日常生活上のニーズを明らかにするとともに、その解決に向け、公民協働により多様なサービスを総合的に提供する体制を計画的に整備するものであり、社会福祉法に基づき、地方公共団体が策定することとされている。また、その策定過程を通して、地域住民のつながりを再構築し、それぞれの地域で誰もが安心して充実した生活を送られることを実現するものとして、地域福祉推進の大きな柱となるものである。

特に、ボランティアについては、地域福祉の担い手として期待されており、その活動者数は全国で約780万人（2004（平成16）年全国社会福祉協議会調査）に達している。厚生労働省としては、ボランティアに関する情報提供や相談などを行う「ボランティアセンター」への支援を通じ、その振興を図っている。また、共同募金からの配分金がボランティア活動の貴重な財政支援となっており、今後ともこうした活動を推進していくこととしている。

第4節

戦没者の追悼と中国残留邦人対策

1 国主催の戦没者追悼式典

（1）全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、先の大戦において多くの尊い犠牲があったことに思いを馳せ、戦没者の方々を追悼するとともにその尊い犠牲を永く後世に伝え、恒久平和への誓いを新たにするという趣旨の下、毎年8月15日に政府主催で天皇皇后両陛下の御臨席を仰いで日本武道館で実施している。

（2）千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式

千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式は、遺骨収集等により新たに持ち帰られた先の大戦による戦没者の遺骨であって遺族に引き渡すことのできないものを国の施設である千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨するとともに、墓苑に納められた遺骨に対して拝礼を行うもので

あり、厚生労働省主催により毎年春に皇族の御臨席を賜り実施している。

2 戦没者慰霊事業の推進

(1) 遺骨収集と遺骨のDNA鑑定

厚生労働省は、閣議了解等に基づき1952（昭和27）年度以降遺骨収集を行っており、これまでに約31万柱の遺骨を収集した。これを含め、海外戦没者（約240万人）のうち、約124万柱の遺骨が本邦に送還されたところであるが、戦後60年以上が経過し、遺骨情報が減少するなど、特に南方地域において遺骨収集が困難な状況になりつつあることから、2006（平成18）年度から集中的な情報収集を行うこととしている。

戦没者の遺骨については、従来より遺留品等から身元が判明した場合に遺族に伝達しているが、近年、DNA鑑定の技術を活用することにより身元判明の可能性がより高まることから、一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対して2003（平成15）年度からDNA鑑定を実施しており、2006年3月末までに212柱の身元が判明した。

(2) 慰霊巡拝・慰霊碑建立

戦没者を慰霊するため、1976（昭和51）年度から遺族を主体とした慰霊巡拝を実施している。また、1991（平成3）年度から戦没者の遺児が旧主要戦域において現地の人々と交流し、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を実施している。

戦没者慰霊碑については、戦没者への慰霊と平和への思いを込めて、1970（昭和45）年度以降硫黄島及び海外14か所に建立している。また、旧ソ連地域についても小規模慰霊碑を2000（平成12）年度以降5地域に建立している。

3 中国残留邦人等への援護施策

(1) 中国残留孤児の調査

中国残留孤児の肉親調査については、日中両国政府が孤児申立者、証言者から直接聞き取りを行う共同調査を行い、共同調査等で得られた肉親の手がかり情報を、報道機関の協力も得て広く国民に公開し、孤児の肉親に関する情報提供を呼びかけている。こうした調査によりこれまで2,800名の孤児のうち、1,279名の身元が判明した。

(2) 中国及び樺太残留邦人に対する支援

帰国支援

中国及び樺太残留邦人に対する永住帰国援護として、帰国旅費や自立支度金を支給するほか、残留邦人の高齢化にかんがみ、その扶養のために同行する成年の子1世帯も援護の対象としている。また、一時帰国援護として、希望者による墓参を目的とした一時帰国を毎年実施している。

自立支援

帰国者やその家族が円滑に社会生活を営むことができるよう、帰国後6か月間の「中国帰国者定着促進センター」への入所、その後8か月間の「中国帰国者自立研修センター」への通所を通じて、日本語教育、就労指導等を行っている。

また、地方公共団体、民間ボランティア及び地域住民の協力の下、帰国者の自立に向け継続的な支援を行うため、東京、大阪及び福岡に「中国帰国者支援・交流センター」を設置し、高齢帰国者や就労を目指す2世・3世に対応した日本語教育等を広域的に展開している。

さらに、2006（平成18）年度には、愛知及び広島に「中国帰国者支援・交流センター」を増設し、よりきめ細やかな支援を行うこととしている。また、2006年度からは、公共職業能力開発施設等で短期課程を受講する帰国者及びその家族に対し、必要に応じ同施設への自立支援通訳を派遣できることとした。